ロッキード事件

1.事件概要

1976年にアメリカ議会上院・多国籍企業小委員会の公聴会での本件の発覚以後、日本でも大きな問題になった。国会でも衆議院予算委員会や参議院のロッキード特別委員会において警察や検察の捜査に先立って事件の捜査が始まり、憲法第六十二条の国政調査権規定に基づく議院証言法を適用して関係者の証人喚問を実施した。そして後に、証人（関係者）が偽証を行ったとされ、その証人は偽証罪で起訴された。

国政調査権に絞ると本件においては、①国政調査権が検察権に先行して発動することは許されるかどうか。②議院証言法は証人の人権保障の観点から考えて適切な手続であるか。ということが争点とされた。

2.判決要旨

・①に関して

　東京地方裁判所昭和57年1月26日判決に「本件国政調査の目的は本件の政治的・社会的責任を明確にし・・・専ら検察権の行使を容易ならしめる目的であったとは認め難い。」として、国政調査権の発動は適切であるとの見解を示し、「国政調査権の行使が検察権の行使に先立って行われ、その結果で得られた資料を検察権行使のために利用することは何ら制限を受けるものではな」いとして、国政調査権が検察権に先行して発動すること、さらに国政調査権の発動によって得られた資料が検察権の行使を容易にさせたとしても、違法ではないとしている。

・②に関して

　東京地方裁判所昭和57年1月26日判決で「本件調査は、議院の国政に対する監視の権能を行使するうえに必要な調査をすることを目的とし、証人の権利、自由の制限をすることを直接の目的としていないこと等からみれば、・・・議院証言法第4条がいわゆる証言拒絶を規定する民事訴訟法280条及び281条の一部を準用することをもって、右適正手続の用件を一応満たしていると解される。」としており、民事訴訟法の規定を援用して考えると議院証言法は適切な手続であると示している。

参考文献

・憲法判例集[第10版]　野中俊彦・江橋　崇　編著　＜有斐閣＞

・ヨミダス文書館（https://database-yomiuri-co-jp.leyline.nanzan-u.ac.jp/rekishikan/）